

○議事日程

令和4年3月23日（水） 第5日

- |     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |   |
| 第 2 | 議案第 1 号        | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 第 3 | 議案第 2 号        | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 3 号        | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 第 5 | 議案第 4 号        | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 第 6 | 議案第 5 号        | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 第 7 | 議案第 6 号        | 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                |
| 第 8 | 議案第 7 号        | 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 第 9 | 議案第 8 号        | 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について            |
| 第10 | 議案第14号         | 令和4年度岐南町一般会計予算について                        |
| 第11 | 議案第15号         | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計予算について                  |
| 第12 | 議案第16号         | 令和4年度岐南町介護保険特別会計予算について                    |
| 第13 | 議案第17号         | 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について                 |
| 第14 | 議案第18号         | 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について                 |
| 第15 | 議案第19号         | 令和4年度岐南町水道事業会計予算について                      |
| 第16 | 議案第20号         | 令和4年度岐南町下水道事業会計予算について                     |
| 第17 | 同意第 2号         | 岐南町副町長の選任同意を求めることについて                     |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員

10名

1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島 英雄 君
副町	長	坂口 正 君
教育	長	野原 弘康 君
会計管理	者	井上 哲也 君
総務部	長	傍島 敬隆 君
総合政策部	長	三輪 学 君
福祉部	長	小関 久志 君
土木部	長	安田 悟 君
住民部	長	堀場 康伸 君
総務課	長	記野 雅之 君
財政課	長	服部 貴司 君
総合政策課	長	摂田 真広 君

---

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	朝倉 修一
書記		渡邊 二志夫

---

開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番  
岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。



本委員会に付託の事件は、<sup>総務住民常任委員会報告書</sup>審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 1号	岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 2号	岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 3号	岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 4号	岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 5号	岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 7号	岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 8号	岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和4年3月23日

岐南町議会議長 松原浩二様

総務住民常任委員会委員長 櫻井 明



福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 6 号	岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和4年3月23日

岐南町議会議長 松原浩二様

福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀

◇

予算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 1 4 号	令和4年度岐南町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 1 5 号	令和4年度岐南町国民健康保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 1 6 号	令和4年度岐南町介護保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 1 7 号	令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 1 8 号	令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 1 9 号	令和4年度岐南町水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 2 0 号	令和4年度岐南町下水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの

令和4年3月23日

岐南町議会議長 松原浩二様

予算特別委員会委員長 櫻井 明

◇

第2 議案第1号から第9 議案第8号

○議長（松原浩二君） 日程第2、議案第1号から日程第9、議案第8号までの8案件を一括して議題とします。この8案件について各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 櫻井 明議員。

○総務住民常任委員会委員長（櫻井 明君） おはようございます。それでは読み上げます。第1回定例会総務住民常任委員会の報告でございます。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に審査を付託されました案件につき

ましては、去る3月8日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、改正案の第23条1号から3号について、具体的な研修や相談体制はどのようなものかとの問いに、理事者側から、4月になったら会計年度任用職員を含む全職員を対象に研修を実施いたします。また相談窓口につきましては総務課で担当しますが、相談員までは決まっておられませんとの答弁がありました。

次に、委員から、申請に対する配慮や期間に対する配慮はあるのかとの問いに、理事者側から、申請につきましてはあくまでも本人の申請で、期間についてはその職員の意志に基づいて取得されます。そのほか、今年度までに2人の男性職員が取得していますとの答弁がありました。

また、委員から、申請する時期についてとの問いに、理事者側から、申請する時期については決めてありませんが、ほとんどの職員が安定期以降になってから申請しますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、全員賛成で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第2号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第3号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第4号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第5号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第7号 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

最後に、議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 続いて、福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀議員。

○福祉土木常任委員会委員長（後藤友紀君） 今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました案件につきましては、去る3月8日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第6号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、今回の条例を改正することによって、各年代によって違うと思うが、町民の方が負担増になるのか負担減になるのかとの問いに、理事者側から、40歳以上の夫婦で子が2人、年間所得250万円の世帯をモデル世帯として1年間で1万7,300円の増加になりますとの答弁がありました。

次に、委員から、県が運営するようになったのが、もしそのまま市町でやっていたとしたら、これ以上に負担が増えているものかとの問いに、理事者側から、県の意向に伴いまして町民1人当たりの負担額は減っていますとの答弁がありました。

また、委員から、所得割率とか均等割の金額とか、こういうものは市町で検討して決める率なのかとの問いに、理事者側から、率や額については町で決めています。国民健康保険運営協議会を開催し、委員にこの金額になった経緯等をご説明させていただき、そこで承認を受けて町長に報告させていただくという形を取っていますとの答弁がありました。

次に、委員から、何とか上げなくていいような方法がないものなのかとの問いに、理事者側から、医療費を抑制する手法として、毎年度実施している特定健診のほか、来年度、サンデー健診を実施いたしますので、健診率を上げ健康意識の高揚を図るとか、保険税につきましては徴収率を上げるなど、改善していくべき点はございますので、努力していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、未就学児の均等割の減額で町の負担が4分の1あるということだが、どれくらいの負担金額が令和4年度発生するのかとの問いに、理事者側から、均等割の軽減を受けられる方が120世帯174人で、軽減額として267万円となりますので、その4分の1の66万円ほどが町の負担分になりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第1号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第1号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第1号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第2号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第2号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第3号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛 成 者 起 立 )

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第3号 岐南町常勤の特別  
職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決され  
ました。

次に、議案第4号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ  
んか。

( 質 疑 な し )

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第4号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛 成 者 起 立 )

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第4号 岐南町職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ  
んか。

( 質 疑 な し )

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第5号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛 成 者 起 立 )



○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第5号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第6号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第6号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第7号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第7号 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第8号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第8号 岐南町消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第10 議案第14号から第16 議案第20号

○議長（松原浩二君） 次に、日程第10、議案第14号から日程第16、議案第20号までの  
7案件を一括して、議題とします。この7案件について、予算特別委員会における審  
査の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 櫻井 明議員。

○予算特別委員会委員長（櫻井 明君） 予算特別委員会委員長報告を行います。少し  
長くなりますので、よろしくお願いいたします。

今期定例会におきまして、予算特別委員会に議案を付託されました案件につきましては、去る3月10日、11日に委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第14号 令和4年度岐南町一般会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、総務部、総合政策部、住民部関係について質疑を行いました。

委員から、町税の根幹をなす固定資産税の土地の減額の根拠についてとの問いに、理事側から令和4年度予算は時点修正の見直しを行い、修正率は新型コロナの影響で平均で98.4%となりましたとの答弁がありました。

また、委員から、コロナで厳しい状況が続く中、歳入が大きく増えた根拠についてとの問いに、理事側から、個人・法人町民税がコロナの影響を受けたものが比較的少なかったため、税収の増を見込んだことと、繰入金、町債を財源確保のため増額したことによるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、法人町民税の均等割の減額となった理由についてとの問いに、理

事者側から、ある大手の会社の資本金が大幅に減ったため均等割が減ったとの答弁がありました。

次に、委員から、過去最高の予算額となりましたが、令和3年度と比較して8億8,000万円増となった主な要因ついてとの問いに、理事者側から、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が年々増加していることと、また令和4年度においては、羽栗グラウンドの土地購入、名鉄岐南駅前広場整備事業、東小学校北舎増築工事といった普通建設事業が増えていることが大きな要因でありますとの答弁がありました。

次に、委員から、以前の町内巡回バスと新しいコミュニティバスとの違いは何かとの問いに、理事者側から、かつてのにじバスは公共施設が主な停留所でしたが、病院、スーパー、役場など安心して生活を営む上で欠くことのできない場所に設置し、コミバスとデマンドタクシーの複合型運行としましたとの答弁がありました。

次に、委員から、羽栗グラウンドを購入する目的と整備計画についてとの問いについて、理事者側から、現在の運動場等の機能を維持し、住宅地における快適な生活環境の形成とスポーツやレクリエーションで心と体の健康の保持増進を図るなどの福祉向上のためであります。現時点では新たな整備計画は持っていませんとの答弁がありました。

また、委員から、羽栗グラウンドの購入に当たり、基金を取り崩すのではなく、補助や交付金はなかったのかとの問いに、理事者側から、羽栗グラウンドは既にグラウンドとして利用されておりますので、該当する補助金や交付金はないため、地域創生福祉振興基金を取り崩して購入しますとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと応援寄附金1億7,000万円と増額していますが、目標金額はありますか、また用途については限定されているのかとの問いに、理事者側から、前年度実績を考慮して予算計上するため、目的金額は特に設定しておりません。また、用途については限定しておりませんとの答弁がありました。

次に、委員から、絆づくり交付金は前年度と同額の3,657万円計上してありますが、この根拠についてとの問いに、理事者側から、町税の1%以内ということで毎年計上しておりますが、令和2年度、令和3年度とコロナの影響で事業ができていなかったので、令和4年度も同額といたしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、基金の令和3年度見込額と当初予算から見た残額の推移についてとの問いに、理事者側から、令和2年度末が23億6,500万円で、令和3年度が当初予算どおり基金繰入れの予算執行を行っていた場合、令和3年度末で17億7,500万円に減少する予算を計上しておりましたが、令和2年度並みの税収が確保できたことにより歳入に余剰ができ、繰入れを減らし、逆に積立てを増やしたことにより、25億5,000

万円となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、委員から、長期金利が低迷している中で安定的な運用である国債と定期預金の今後の運用についてとの問いに、理事者側から、基金については岐南町資金管理運用基準に基づいて運用しており、その中で基本原則として基金の元本を確実に確保することや、流動性を確保することなどを考慮して運用しております。今年度も財政課と調整した上で、財政調整基金において大口定期から国債購入へと組替えしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、調理員派遣委託料が約250万円増額となっておりますが、その理由はとの問いに、理事者側から、令和3年度の3人から1名増の4人で計上しましたとの答弁がありました。

次に、委員から、学校給食費助成金が約1,000万円増額となっておりますが、その理由はとの問いに、理事者側から、令和4年度小学生児童数が51人、中学生生徒数が30人ほど増える予定であることと、近年の物価上昇により小学生の月額が4,410円から4,700円、また中学生の月額給食費が5,040円から5,350円に値上げすることにより増額になるとの答弁がありました。

次に、委員から、町外の方は幾ら助成されるのかとの問いに、理事者側から、今年度は小学生の方については年間4万円、中学生の方については年間5万円を助成するとの答弁がありました。

次に、委員から、通学安全システム更新業務委託料は平島公園に設置されるものかとの問いに、理事者側から、平島公園に設置を予定しているものですとの答弁がありました。

次に、委員から、現在の通学安全システムを他のシステムに更新する考えはなかったのかとの問いに、理事者側から、通学安全システムは平成19年から開始していますが、すぐにではありませんが、このシステムも含め検討も必要だと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、西小学校、東小学校校舎トイレ改修工事についてですが、和式から洋式に変えることにより便器の絶対数は大丈夫なのかとの問いに、理事者側から、便器の数、大きさや手洗い場等について検討する必要がありますとの答弁がありました。

委員から、図書・ビデオソフト等購入費として毎年360万円計上されていますが、盗難等で紛失する金額は幾らくらいなのか、また盗難防止に関して何か手を打たれているのかとの問いに、理事者側から、令和元年度は10冊、令和2年度は5冊、令和3年度は1冊の盗難となっております。盗難防止については、入館時に記録をつけてい

ただいておりますので、盗難が少なくなっていると考えておりますとの答弁がありました。

委員から、スポーツ強化選手強化育成補助金が令和4年度予算から計上されておられません、その理由と今後についての問いに、理事者側から、東京オリンピックまでを前提としての助成金でしたが、もし世界へ羽ばたこうとする人たちが現れましたら、他の補助金で検討していきますとの答弁がありました。

委員から、放課後子ども教室について、今後子供の居場所の選択肢として増やすことへの考えはあるのかとの問いに、理事側から、令和4年度は各学校でそれぞれ4回ずつ予定しておりますが、今後多くの希望者があるようでしたら検討してまいりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、サンデー健診事業について、何種類ぐらい早期発見できるような健診をするのかとの問いに、理事者側から、糖尿病、糖質異常症、高血圧症、高尿酸血症、これは痛風です、肝疾患、腎疾患がこの検査により把握できるものとなっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、サンデー健診についてどれくらい機能するのかとの問いに、理事者側から、若いうちから健診を受けるという習慣づけができることで生活習慣病の予防効果にもつながり、医療費の抑制にもなるということで考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、サンデー健診事業について、例えば数人しか来なかった場合など、継続してやられるのかとの問いに、理事者側から、健康寿命を延ばして元気で過ごしてほしいというのが趣旨でありますので、皆さんが多く受診してもらえるよう勧奨してまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、第4期地域福祉計画策定事業について、どのような形で進めていくのかとの問いに、理事者側から、2年間で計画をする予定で、来年度アンケート等を行う予定をしており、その中で評価のほうも行いたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、障害者自立支援給付費、障害児通所等給付金が増加している要因はどの問いに、理事者側から、障害者自立支援の就労継続支援B型の利用者数と1人当たりの利用日数が増えたこと、また近隣市町村のサービスも利用でき、サービス提供事業所も増加傾向にあるのが要因ではないかと分析していますとの答弁がありました。

また、委員から、私立保育所委託費負担金と地域型保育給付費負担金が大きく増加

している要因はとの問いに、理事者側から、私立保育所の委託費については未満児の入所が増加したこと、地域型保育給付費については小規模保育事業が新設されることが要因となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、どの程度処遇改善ができてきているのかとの問いに、理事者側から、賃金アップを図る施策で、月額9,000円程度を上げるということを目標にしていますとの答弁がありました。

次に、委員から、ピロリ菌検査等助成金について、20歳、25歳までもっと拡充していくような考えはあるのかとの問いに、理事者側から、ピロリ菌検査についてはがん検診と一緒に対応しており、中学生に対する補助は継続して実施していきます。対象者の拡大については今後の検討課題ですとの答弁がありました。

次に、委員から、産婦歯科健診、産婦健康診査、産後ケア事業について、全部予算が減額になっているが、減額せずに目標だった受診率を達成するという方向にはならなかったのかとの問いに、理事者側から、産婦健康診査の予算については、償還払い部分については減額となっていますが、事業全体としては増額となっています。歯科健診等についてはしっかり受けもらうことが目標になりますので、妊婦歯科健診、産婦歯科健診は共に連携しながら、乳児健診、3、4か月健診のときに、産婦歯科健診を無料でできますというPRに現在努めているところですとの答弁がありました。

次に、委員から、保育体制強化事業とはどういうものなのか、また保育補助者雇上げ強化事業とはどういうものなのかとの問いに、理事者側から、保育体制強化事業は保育以外の清掃などの雑務に従事する方の人件費を補助するもので、保育補助者雇上げ強化事業は、保育資格を有しない実習生などを雇い上げ、保育士の負担軽減を図るという趣旨のものでありますとの答弁がありました。

次に、委員から、子供の居場所づくりについて、現在はほほえみ会館の1室で北小校区だけで実施しているが、今後どのように考えているのかとの問いに、理事者側から、今後利用者が大幅に増加するようになるとか、他の小学校区でも実施の要望が強く出てくるようなことがあれば検討してまいりますとの答弁がありました。

また、委員から、学童保育について、岐南町の小学校に行っていない児童を受け入れられない理由は何かとの問いに、理事者側から、町内の小学校と学童保育は密接に連携しながらやっていく必要があり、町外に通っている方の学校の運営状況と学童の運営状況を一致させるということが非常に困難な面がある、また学校が終わった後に岐南町の学童にどうやって来るのかという問題もあり、安全面等を検討する必要があるためですとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育の入所者に対する指導者の数はとの問いに、理事者側か

ら、児童40人までは2人、41人から60人までは3人、61人から80人までは4人という支援員の体制が必要となってきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係について質疑を行いました。

委員から、都市公園管理委託料について、その中の内訳の大きいところでいうとどういったものがあるのかとの問いに、理事者側から、清掃や除草等の費用、樹木の剪定費用、また駐車場管理や遊具の保守点検費といったものがありますとの答弁がありました。

次に、委員から、道路橋梁維持費について、道水路清掃維持委託料が増額になり、逆に揚げ土処分委託料が減額になっているのはとの問いに、理事者側から、自治会での清掃活動の減少に伴いまして、揚げ土の処分の費用が減額となり、それを補完するため町にて清掃作業を実施いたしますので、道水路清掃維持委託料が増加していますとの答弁がありました。

次に、委員から、例えば東海北陸自動車道ののり面にある樹木からの落ち葉清掃など、何でも自治会でやらせるといふのはいけないと思うがとの問いに、理事者側から、東海北陸自動車道ののり面下の排水路清掃については道路公団で実施いたしますので、落ち葉による清掃が必要な状態でありましたらご連絡してくださいとの答弁がありました。

次に、委員から、八剣北公園について少しでも緑を増やそうという目的で花壇を利用し、きれいな花を植栽するなど、有意義な公園利用ができるよう働きかけてはどうかとの問いに、理事者側から、今後自治会や各団体から既設花壇を利用して花等を植え管理したいという話がありましたら、土木課のほうで対応をしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、道路の補修について、優先順位をどのように決めているのかとの問いに、理事者側から、道路管理者の目で確認する路面の破損状況、維持補修を実施した頻度、今後道路としての寿命がどれくらいあるのか等を見極めながら判断し、優先順位を決定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、下印食雨水幹線整備事業について、どの程度の浸水被害が解消、軽減できるのかとの問いに、理事者側から、現在の水路を計画幅2メートルに広げることにより雨水の流入量がより多く排除できるようになります。それにより八剣北4丁目地区や上印食4丁目地区の冠水被害が解消できると考えています、また冠水実績の少ない地区においても雨水の排除が円滑となりますので、広範囲にわたり効果が得られるものと考えておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成多数で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、国保事業における適正な基金規模はどの程度だと考えているのかとの問いに、理事者側から、国民健康保険事業費納付金を県に支払う必要があり、この納付金1期程度で金額としては約1億円あれば十分ではないかと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、国保財政は今後も厳しい状況が続くと考えられるが、一般会計から繰入れをするという考え方はとの問いに、理事者側から、社会保険に加入してみえる方たちからすると不公平感が生まれることとなりますので、一般会計から法定外の繰入れはないと考えていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第16号 令和4年度岐南町介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、令和5年度次期計画策定業務において、今後計画を策定するに当たって従前は在宅介護を中心に進めるというような方針であったが、方針に転換があったのかとの問いに、理事者側から、方針の転換があったわけではなく、そうしたニーズがあることを踏まえて協議を行い、施設のほうも重要だというスタンスでいますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第17号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、委員から、スクールロイヤー配置事業についてですが、子供の最善の利益を念頭に置きつつとあるが、依頼人は学校である前提とすること、弁護士がどの立場で助言するかが重要であり、学校側に問題があった場合でも学校側の弁護人となる想定かとの問いに、理事者側から、子供がよりよい方向に進むための助言をいただくもので、特段学校を守るという立場でスクールロイヤーを配置する予定はありませんとの答弁がありました。

また、委員から、今後クラブ化に向けての方向性は、クラブ化にすることで部活動がどのように変わるのか、また学校はどのように関わるのかとの問いに、理事者側から、クラブ化というよりは、今後の活動の在り方について幅広く学校の意見、保護者



様等の意見を伺いながら、これからも部活動がずっと続いていくよう考えていかなければならないと思っております。教育委員会としては、スポーツとか文化活動を通して活動の楽しさを味わったり、また仲間とか様々な人の交流を楽しみながら人間形成に寄与する部活がよいのではないかと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、地域学校協議会活動推進員の配置を加えた721万8,000円という予算がありますが、各学校に何人ぐらいの方がいて、具体的にどのような活動をしていますかとの問いに、理事者側から、岐南町に1人の方を委嘱して、毎週水曜日に小中4校にそれぞれ2時間ずつ入っています。具体的な活動は地域のボランティア活動の取りまとめ、紹介、啓発等、そのほか地域に関わっての学習支援ということで、地域の文化、伝統文化の調査、発掘に取り組んでおりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号 令和4年度岐南町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、岐南町西水源地改良工事について、現在の工事の進捗状況はとの問いに、理事者側から、岐南町西水源地の改良工事につきましては、令和3年7月から工事を実施していますが、土木建築工事は配水池を撤去しまして、新たに配置いたします配水池と、その北側にポンプ棟の建屋を建築しますが、その基礎工事を施工しています。進捗率は13%となっています。また、機械電気計装設備工事は現在ポンプ、盤類、発電機の機器製作を行っています。進捗率は59%となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、今後の建て替え等の計画についてとの問いに、理事者側から、令和13年頃に東水源地に配水池を設置する計画をしており、それが完成しましたら中央水源地の改修を予定していますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第20号 令和4年度岐南町下水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、マンホールの耐震化工事について、対象となる施設はどのようなものかとの問いに、理事者側から、岐南町にあるマンホールの数は令和2年度末現在4,691基ありまして、耐震対策が必要なマンホールにつきましては336基あります。今年度は役場南側の交差点にあるマンホールを耐震化しています。令和4年度につきましては、今年度施工したマンホールの西側にあるマンホールの耐震化を予定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、マンホールの耐震化工事は今後どんな計画をもって進められてい

くのかとの問いに、理事者側から、マンホールの耐震化工事は年間1基ずつ施工しておりますが、下水道管渠の布設事業が令和7年度までに概成する予定ですので、それが終わりましたら、耐震化事業を強化できるものと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、資本的収入の国庫補助について、これはどの工事に係っているのかとの問いに、理事者側から、徳田地区面整備工事、伏屋地区舗装工事とマンホール耐震化工事の3つの工事について国庫補助金を収入する予定でいますとの答弁がありました。

また、委員から、この他会計負担金は一般会計から出しているお金と思うが、これはどういう性質なのかとの問いに、理事者側から、総務省から地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため毎年度通知される基準に基づいて一般会計から繰り入れている繰入金のことです。幾つか項目はありますが、雨水整備に要する経費等がありますとの答弁がありました。

次に、委員から、整備面積は伏屋地区が終わった時点で何%なのかとの問いに、理事者側から、令和3年度末現在、整備面積に計画処理区域面積を割って算出した整備率は91.5%となっています。また、水洗化率は96.4%となっていますとの答弁がありました。

また、委員から、毎年何軒程度下水に切り替えられて、それが進んでいるのかとの問いに、理事者側から、それぞれの諸事情がありますので、なかなか進みませんが、浄化槽の具合が悪くなり、切り替える方はいますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松原浩二君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。本来であれば順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけですが、この予算特別委員会の委員は全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。それでは、委員長報告に対する質疑は省略します。

最初に、議案第14号について討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

すが、ちょっと花粉症がひどくて目がかすんでおりまして字が読めないというようなことで、ちょっとアドリブ的な持論的な発言にもなると思いますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

まず、今回のこの予算につきまして、実質的にこの予算を組むに対しましては、第6次総合計画、それに伴う中身の中で精査して読んでいただきますと、自主財源の確保、都市計画のマスタープランの推進等々いろいろ書いてありますね。それに伴う岐南町行財政改革大綱というものがあるわけでございます。そういうような中で行財政改革60項目ありますね。その予算を精査しながら9億円カットしたというけど、まだ足らぬですよ。お宝というものが1億円ぐらいは私はあると思います。そういうことをきちっとやらなきゃならない。財源を確保するには当然事業の見直しもしなきゃならない。そういうような中ではっきり言って事業の見直ししていないですね、どんどん膨らむだけ。

その中の問題点を言いますと、バスの問題、これ非常に世の中に逆行した政策であるということ。3日前、中日新聞に載りましたよね。ちょいとそことかいうのが載りましたね。それを読んでいただいて分かると思います。日本全国27の自治体、今後もどんどん増えていく、30自治体ある。SDGsとか、そして脱炭素、そういうことを見たときに、ハイブリッドディーゼルエンジン、時代の流れから逆行してますよね、環境から。交通の問題もあります。アイシンという会社がやっていると言いながらも、アイシンの技術力、そして科学技術による、そしてあといろいろな諸問題を見たときに、笠松町が34の停留所を設けて、ちょいとそこということを進めておるわけなんです。それで、例のカラフルタウンを起点とした60の岐阜市側の鶉、そして柳津、それと拠点の、岐阜県では岐阜市と笠松町とそして各務原市と。各務原市の場合はタクシー会社を含めた、このアイシンの力を借りて4の事業者が入っている。問題はありますけど、この事業が少なくなってきたということはないんです。廃止はしておりません。バスは廃止がどんどんあります。世の中の道理から環境が大事やというのに逆行するような政策をしていいのかということ。それはこの前のお話の中でも賛成された人が結構おみえになりますけど、そういう世界的議論を見たそういう考え方が行政がやるということなんです。間違っているなというふうに私は思いました。

この前も、ある議員が道路の状況を例えばSNSで、そして何ですか、例えば写真を撮ったやつを送る、みんながそういうような協力をすれば、悪いところの道路が分かるはずやと。行政は大変かも分かりません。町長が1か月一遍回るようなことやないんですよ。そういうようなことの逆行を見たとき、何でこんなの賛成できるのかなと、私はつくづく思いました。情けないですね。そういうようなもろもろ。

土地のこともそうですよ。羽栗グラウンドを買うにしても、2分の1、これが笠松町の土地やと言いながら、五十何年前からずっと笠松町との共有で、こんな2分の1の持ち分配分ではいかんということで、南側の分筆を20年前にやって、所有権を明確にした。これが笠松町が買ってこれというように買うということやなくして、岐南町としては、その土地をどのような計画でいくのか、そういうような中で基金を取り崩すということに対しましても、前の町長が使ったから2分の1にしてしまった、どんどん基金が減っていっておると。そうしたら基金減らしたらあかんやないですか。福祉という名目にかこつけて基金を崩すというやなくして、もうちょっと財源を確保する方法というものがあるんです。その方法についてはこの前申し上げたとおりでございます。

町長が公約で申し上げておりますね。JR岐南駅、やれるならやってみようと、そのぐらいの覚悟が必要です。都市計画のマスタープランをやって、間違いなく岐南町の駅ができれば、財源がかなりの大きなものが発生してくるわけです。

北方町を見たときに、ご存知のように今年の秋からイオンタウンというものができます。8万5,000平米の土地が島大橋から約1キロ行った左側のところ、前の室戸町長が都市計画のマスタープランで都市計画を見直さなきゃならないということで、その道路から100メートルのところを近隣商業地にして、第2種中高層住居地域に変えて、これが今の町長の中で北方町のまちづくり推進協議会という中に当てはめた中で、健康と福祉と、そして農業と共生したまち、そういうものを進めてイオンタウンというものができるところです。

ご存知のように、カート場ができる、キャンプ場ができる、公園ができる、温泉ができる、そして大きなタウンができる。約3億から5億円の自主財源が生まれてまいります。そしてまた、本巢の行ったところもそうですね。リバーサイドモール、大観覧車がありましたね。あれは柳津のパチンコ屋のやつがあそこへ移動して、今は川島のオアシスパークへ入っておるわけ、大観覧車。あれ中古なんです。あれ失敗しましたね。だけど、イオン計画の中で一つの町並みづくりが今できております。

今、岐南町ではそれが当てはまらないから、できないから、その土地がないから、岐南駅を僕はやはりできるなら、夢物語と僕は言っていますが、できるなら笠松町も田中県議も協力しているならやるべきである。これは莫大なる岐南町の将来構想として骨格ができます。

そういうようなもろもろの観点から、今回の財政、予算の組み方、僕は少し足りないと思います。9億円カットしたというけど、もっとカットしなきゃならぬですよ。いろいろな実質公債費比率とか経常収支比率とか財政力指数と言っておるけど、

そんなものは大事なことですけど、特に財政力指数みたいな、そんな0.9幾つぐらいで岐阜県一なんて言われるような状態じゃないんですよ。やはり財政力指数というのは、1.1、1.2、1.3、このぐらい上げて、国に頼らないようなまちづくりをするならば分かります。これは当然先輩議員らは分かっていると思います。こんな単純なことを分かっていたらいいと思って、老体むち打って、体が身体障害者でもありますけれども、この演壇で皆様方にお話しさせていただくようなわけでございます。

以上をもって私の反対討論に代えさせていただきます。

賛成する諸君、ぜひ賛成討論をここで述べていただいて、町民の皆様方にしっかりと示したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員、後藤でございます。議案第14号 令和4年度岐南町一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

今議案、一般会計予算総額は過去最大規模の89億8,700万円でございます。この増額要因はコロナの影響や対策ではない新規事業などによるもので、このうち7億4,333万5,000円を基金から繰入れ充当されております。

令和4年度の当初予算が執行された場合の基金残高は、この基金からの繰入れにより令和2年度決算時の23億6,564万5,234円を下回る18億7,206万1,234円の見込みとなり、個別の基金を見ても財政調整基金においては今年度補正予算で何とか積み立て10億円となったものの、本予算には3億円の繰入れが計上され、予算どおり執行した場合は7億139万9,766円となり、同様に令和2年度決算額から下回る見込みとなります。

今議会の答弁の中でも令和3年度の標準財政規模は57億円であり、財調の適正根拠は10%から20%で、5億円から10億円だから適正だという答弁をされておりましたが、標準財政規模を数年にわたって大幅に上回るような予算編成が続く中で、現実の町の予算規模に合わせるならば、例えば令和4年度の新年度予算金額が約90億円とすると、その10%から20%に当たる9億から18億円が適正な基金残高とも考えられることから、予算編成及び財政調整基金の使い方の妥当性に疑問があります。

さらに、新年度事業には継続事業として大規模な事業が複数開始されることにより、今後も厳しい状況に対応するには基金の繰入れや起債の発行が行われることが見込まれます。例えば、老朽化した公共施設の大規模改修事業やごみ処理施設建設負担金等、多額の歳出が見込まれる中で、来年度の予算から見て、それら課題を解決するような計画的かつ具体的な事業編成になっていない上に、減少し続けている基金を大幅に繰

り入れており、入るを図りて出るをなすとおっしゃられたその年度の歳入によってその年度の歳出を賄うという財政運営とは今後ますます乖離していくことが懸念されます。

一つ一つの事業において財源が無限にあり、全て実現できればそれは幸せなことである一方で、過去、現在、未来のバランスを考えたときに、人口も経済も税収も右肩上がりて上昇していた高度経済成長期は既に過去のことで、人口減少社会が進展し、税収が減少していくことが既に何年か先には訪れることが分かっている、今のまま行財政運営をこのまま続けていくことは、未来を担う子供たちの負担が増大していくことも懸念されることから、全ての事業において町の財政が厳しくなったとしても、今どうしても行う事業であるかを整理し、過去、現在、未来のバランスを考えながら計画をし、事業を実施する時期や優先順位を決め、いま一度事業の組替えを検討していただきたいと考えます。

また、このような財政逼迫が迫る中、今議会に上程された令和4年度新規事業とされている公有財産購入、羽栗グラウンドの土地の取得に当たって、不動産鑑定評価に基づく金額2億3,900万円で取得する事業の審査をするために、予算の根拠とされる鑑定評価書の開示を申し上げたところ、それはできないということでした。議員が議案を審査するためには、議案に記載されている金額についての根拠を知るということは必要なことではありますが、それ以外の説明も、それを拒む理由が何なのかも明確な回答はございませんでした。

今議会の議案第10号 令和3年度一般会計補正予算における職員駐車場用地の未買収についての質疑において、今後の土地購入など、財産取得において購入できるかどうか不確実なものが議会に上程される可能性を残したこととなり、意思決定機関である議会に上程する議案に対してはより慎重な協議の下になされるべきであり、執行権者として意思決定を担う議会に対して、提案する議案への考え方と取扱いについて二度とこのようなことがないように申し上げたばかりではありますが、土地の取得における説明のみならず、全ての事業に対して説明が少な過ぎることが続いている現状でございます。

意思決定機関としての議会の一員である議員という立場から、また評決の態度について説明責任が問われる議員という立場においては、町長も議員時代に幾度となく執行部に対して説明資料が足りない、議会軽視だと指摘されていた姿を新人議員として学ばせていただいております。やはり議会議員として議案に対して提案者としての説明責任を果たさずに今後も真摯な説明がなされないまま議会軽視の状態が続いているのは賛成しかねると考えます。

以上のことから今議案に対して反対いたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。私は新年度予算案につきましては、賛成の立場で意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

今、皆さん方から反対の意見というのをお聞きさせていただきましたが、本当に事細かくご説明をいただいたところではあるんですけれども、私が今ちょっと聞いたお話ですぐ即答というのはなかなか難しいので、今の自分の考えを大きな枠のところで賛成の意見ということでお話のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、当初予算が過去最大となったのは、羽栗グラウンドの購入や東小学校の増築工事など、臨時的な要因があるものだと考えております。経常的な経費については、委員会の中でも回答がありましたけれども、予算査定において実績ベースでゼロシーリングを行って、過剰な予算要求は徹底的に削除されて積み上がったものである、そういうことで十分に精査された予算であると考えております。そういう意味でまずは賛成というふうに考えております。

今お話にもあった基金が減ったりとか起債が増えたということのお話がありましたけれども、こちらについての考え方としては、個々の事業については町が誠に必要な事業であると判断したものであって、その財源については基金条例に定めた特定の目的であれば、残高の範囲内で基金を取り崩して繰入金として歳入に充てるということは地方自治法に基づく適法な処理であると、そういうふうに考えています。

また、財政調整基金については、経費削減等によって財源が確保されれば、基金の繰入れ、縮小を図って、可能な限りで積立てを行うとの答弁もありました。起債については、その施設等将来にわたって利用するものに対して応分の負担を求め、世代間の負担を公平に保つ手法として、地方税等の一般財源の不足を補完するものであると考えています。必要な事業を実施するに当たっては、基金を繰り入れるか起債を打つかは今後の町の財政運営を考えた場合に最良な手法を選択したものであると、そのように考えております。

最後に、羽栗グラウンド、こちらについてもちょっと自分の賛成意見なんですけれども、町の財政が厳しいということは、これは事実だと思います。ただ、購入原資については、先ほどお話しさせていただきましたけれども、基金条例の趣旨に合っているということですので、取り崩しは問題ないものとは考えております。そして、町が

笠松町からこの話を受けて、これまでの利用状況、あとニーズを踏まえてこういう購入をしようとしておるといことで、起債ではなく基金の活用ということも理解はできます。そもそも基金というものは目的のために積み立てたものであって、起債の必要はないのかなというふうには考えております。活用できる基金がある以上、購入時期というのも今であるのではないかなと、そのように私は考えております。

整備計画につきましては、現時点ではまだないと、そのような説明はありましたけれども、新たな計画となれば、議会に対して提示があるでしょうから、そのときに議会として対応していくものと考えております。

岐南町の全面所有という形になれば、岐南町の負担が増えると、そのようなお話もありましたけれども、岐南町民のための単独運用になるわけですから、これは当然のこととして、考えるべきことは、この財産を最大限に活用する計画を打ち出して運用するということを考えるべきだとは思っております。

以上で新年度予算に対する私の賛成の立場での意見を述べさせていただきました。

以上であります。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員、村山です。議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、松本議員のほうからも賛成の意見がありましたが、私もちょっとかぶるところがありましたので、ちょっと要約して視点を変えて賛成の立場で申し上げます。

まず、公有財産購入、いわゆる羽栗社会教育施設笠松町所有分の案件について賛成の立場で意見を述べます。

なかなか土地の購入というのは、運、タイミングというのがあると思います。例えば岐南町購入予定額より高額な金額で購入する業者がもし手を挙げた場合を考えますと、なかなか本町も様々な問題解決、不利益を生じる面もあると思います。例えば、公園にした場合、当町においては都市公園が少なく国の基準を満たしていないため有意義であるというのもありますし、当町には緑が少なく、樹木を増やすことによって当町における地球温暖化対策にもなります。そういった意味で将来的に公園を造るかどうかというのはさておいて、そういった問題解決にもつながると思います。

また、岐南中学の例を一つ挙げます。岐南中学も間もなく学校創立50周年になりますが、毎年4,700万円の地代を支払っております。既に総額約22億円になるかと思えます。例えば、第三者がこの土地を買った場合に、どうしても岐南町がいわゆる羽栗施設を運用したくなったときに、また借りるようなことになった場合のことを考えま



すと、やはりこういったことを踏まえると、速やかに買って岐南町所有の土地にし、また議員みんなが知恵を絞り合って有意義な財産活用をするように進めたほうが適切ではないかと思います。

また、コミュニティバス運行事業も12月議会で承認された案件であります。どうしても住民の中でも賛成意見、反対意見あるのは承知の上であります。これは前のにじバスの経験があるからそういった問題が発生していると思います。一番大事なことはやはり町民の移動のニーズにいかに対応するかということをもっと念頭に置いて、例えばバスの停留所等で不都合があったらまた知恵を絞り合って停留所を変えたりとか、あるいは運行の時間帯がどの時間帯が一番利用者が多いとか、そういったこともまずやってみて柔軟に対応して、少しでも住民のニーズに応えられるようなふう知恵を絞り合っていくのが議員の務めではないかと思ひ、私は賛成いたしました。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第14号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立多数であります。よって、議案第14号 令和4年度岐南町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第15号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第15号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第16号について、委員長報告は原案を可決とするもので

あります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第16号 令和4年度岐南町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第17号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第17号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第18号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第18号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第19号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第19号 令和4年度岐南町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第20号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 賛 成 者 起 立 )

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和4年度岐南町  
下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。



第17 同意第2号

○議長（松原浩二君） 日程第17、同意第2号を議題とします。この案件に対する提出  
者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 同意第2号 岐南町副町長の選任同意を求めることについてご  
説明申し上げます。

現在副町長に選任されております坂口 正氏の任期が本年3月31日をもって満了と  
なりますので、後任に傍島敬隆氏を選任いたしたいため、地方自治法第162条の規定  
により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期については、令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員の後藤でございます。同意第2号 岐南町副町長の選  
任同意を求めることについて質疑をさせていただきます。

この傍島敬隆さんは議会事務局長も務めていただいたこともあり、私ども議会もお  
世話になった方でございます。大変優秀な職員であると承知をしております。

現総務部長である傍島さんを選任した理由をお聞かせいただきたいと思えます。

また、就任後に副町長として期待することは何か、あればお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 質疑にお答えいたします。

傍島敬隆氏は、職員としての経歴も長く、識見も高く、職員からも信頼されており

ます。こういう議会でありますので、できるだけ温和で進めていこうという趣旨の下で、坂口副町長も立派な方ではありますが、任期終了でありますので、小島体制を支えてもらうためにも傍島さんをお願いしたいということでありますので、これから期待するところは、やはり町行政をもっともっと町民のために頑張るという意味も含めて選任したものであります。町のためということでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、同意第2号 岐南町副町長の選任同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————◇—————

閉議閉会

○議長（松原浩二君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2022年（令和4年）第1回定例会を閉会します。

午前11時22分 閉会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

岩田晴義

岐南町議会議員

長谷川 淳